

2023年4月1日

吸収分割にかかる事後開示書類

(会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに
会社法施行規則第189条に基づく事後開示事項)

大阪市北区角田町8番7号
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社
代表取締役 荒木直也



大阪市北区角田町8番7号
エイチ・ツー・オーコミュニケーションNEXT株式会社
代表取締役 久保惣



エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社(吸収分割会社、以下「H2O」という)及びエイチ・ツー・オーコミュニケーションNEXT株式会社(吸収分割承継会社、以下「NEXT」という)は、2023年2月6日付で締結した吸収分割契約書に基づき、2023年4月1日を効力発生日として、H2Oの経営企画室ドミナント化戦略推進部に属する食サービス開発に関する権利・義務をNEXTに承継させる吸収分割(以下「本分割」という)を行いました。

本分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に規定する事後開示事項は次のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日

2023年4月1日

2. H2O(吸収分割会社)における法的手続きの経過

(1) 株主による差止請求

本分割は会社法784条第2項に規定する簡易吸収分割であるため該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本分割は会社法784条第2項に規定する簡易吸収分割であるため該当事項はありません。

(3) 新株予約権の買取請求

新株予約権の買取請求の対象となる新株予約権がないため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

会社法第789条第2項及び第3項の規定に従い、2023年2月27日付官報及び電子公告により、その債権者に対し公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. NEXT(吸収分割承継会社)における法的手続きの経過

(1) 株主による差止請求

NEXTの株主はH2Oのみであり、会社法第796条の2第1項に基づく差止請求をした株主はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求

NEXTはH2Oの完全子会社であるため、会社法第797条第3項の手続きは行っておりません。

(3) 債権者の異議

会社法第799条第2項の規定に従い、2023年2月27日付官報による公告及び債権者に対し各別に催告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社からの承継した重要な権利義務に関する事項

NEXTは、2023年4月1日をもって、H2Oから経営企画室オープンイノベーション推進部に属するパークマネジメント事業に関する権利・義務を承継しました。本分割に際してNEXTがH2Oから承継した資産および負債の額は、611,898,338円および21,898,338円です。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日

本分割の変更登記申請は、2023年4月12日に行う予定です。

6. その他本分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上